

R 6 年 4 月 版

児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付事業
貸付制度の手引き

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉資金部

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5

千葉県社会福祉センター5F

TEL. 043-244-2945 FAX. 043-245-9338

目 次

1	児童養護施設退所児童等に対する自立支援資金貸付制度について	1
	（1）実施主体	
	（2）資金種類	
	（3）貸付対象者	
	（4）貸付申請方法	
	（5）貸付期間、貸付額	
	（6）貸付利子	
	（7）連帯保証人	
2	申請手続き等について	3
	（1）申請手続き	
	（2）貸付けの決定	
	（3）貸付金の交付	
	（4）貸付金交付の保留	
	（5）貸付金交付の停止	
	（6）貸付契約の解除	
	（7）資金の返還	
	（8）返還の猶予	
	（9）返還の免除	
	（10）貸付中の提出書類	
	（11）届出義務について	
	（12）貸付申込書記入上の注意	
3	貸付申請から貸付交付までの流れ	8
4	交付中の手続き	9
5	貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	10
6	貸付金を返還することになった場合の手続き	11
7	届出義務・提出書類	12
	よくある質問	13
	家賃支援費貸付限度額	16
	様式一覧	17

1 児童養護施設退所児童等に対する自立支援資金貸付制度について

この制度は進学や就職により児童養護施設等（注1）を退所した方や里親等（注2）の委託を解除した方または、施設入所中や里親委託中の方が安定した生活基盤を築けるよう家賃相当額や生活費、資格取得のための費用を貸し付けることで、円滑な自立を支援することを目的としています。

就職した日から一定期間就業を継続することで、返還債務の全部又は一部が免除される場合があります。

（注1）「児童養護施設等」とは児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームとする。

（注2）「里親等」とは里親、ファミリーホームとする。

（1）実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下、県社協）

（2）資金種類

児童養護施設退所児童等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の資金種類は次のとおりです。

- ① 生活支援費・・・生活費の貸付け
- ② 家賃支援費・・・家賃相当額（生活保護制度の住宅扶助額を上限）の貸付け
- ③ 資格取得支援費・・・資格取得に要する費用の実費分の貸付け

（3）貸付対象者

① 進学者

* 次のいずれにも該当する方

- ・ 大学等（注3）への進学を機に、児童養護施設等を退所した方または里親等の委託を解除された方のほか、措置延長により大学等に在学中に児童養護施設等を退所または里親等への委託が解除された方
- ・ 保護者等からの経済的な支援が見込まれない方
- ・ 大学等に在学し、かつ正規の修学年数の範囲内にある方

② 就職者

* 次のいずれにも該当する方

- ・ 就職を機に、児童養護施設等を退所した方または里親等の委託を解除された方のほか、児童養護施設等に入所中または里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所または里親等への委託解除となった方
- ・ 保護者等からの経済的な支援が見込まれない方
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上の方

③ 資格取得希望者

* 次のいずれかに該当し、就職に必要な資格の取得を希望する方（資格取得前あるいは資格取得中の方）

- ・ 児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の方
- ・ 児童養護施設等を退所若しくは里親等への委託解除された方

（注3）「大学等」・・・学校教育法第83条に規定する大学，同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。

(4) 貸付申請方法

貸付対象者に該当する方は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付けの申請が可能です。

また、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除時点において、貸付けを申請する必要がなかった方がその後生じた事由により貸付けの申請を行うことも可能です。

ただし、(2) 資金種類①～③について、申請はそれぞれ1回までとなります。

(5) 貸付期間、貸付額

貸付期間、貸付額については以下の通りです。

貸付対象者	資金の種類	貸付期間	貸付額
進学者	生活支援費	大学等に在学する期間（月単位）（原則として正規の修学期間）	月額 50,000 円
	生活支援費の追加貸付	生活支援費の貸付期間のうち2年間まで	医療費などの実費相当額
	家賃支援費	大学等に在学する期間（月単位）（原則として正規の修学期間）	1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む） ※居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度。住所地によって上限が異なり、千葉県内では 37,200～46,000 円以内。
就職者	家賃支援費	2年を限度として就労している期間	同上
資格取得希望者	資格取得支援費	一括交付	資格取得に要する費用の実費 250,000 円以内

※各貸付金については、申請日以降に発生する資金の貸付けをいたしません。さかのぼっての貸付けはできませんのでご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に厳しい状況にある方が対象の追加貸付もあります。

(6) 貸付利子

無利子。ただし、返還となった場合に返還期限を過ぎると年3.0%の延滞利子を徴収します。（令和2年3月以前契約分は5.0%）

(7) 連帯保証人

原則として1名必要です。

ただし、やむを得ない理由により連帯保証人を立てない場合でも貸付けは可能です。

※連帯保証人を立てない場合は、意見書（第2号様式）に理由等を明記してください。

2 申請手続き等について

(1) 申請手続き

申請に必要な書類は以下のとおりです。

児童養護施設等を退所または入所中の方は、児童養護施設等に、里親等を委託解除、または委託中の方は所管の児童相談所にお申し込みください。

【共通】

- ① 児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付申込書（第1号様式・表面・裏面）
- ② 児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付申込に係る意見書（第2号様式）
- ③ 住民票抄本（借受人・連帯保証人）※実際に居住している住所のもの
（マイナンバーの記載がないもの、発行後3か月以内）
- ④ 本人確認書類（借受人・連帯保証人）※顔写真付きのもの（運転免許証、学生証、マイナンバーカード、パスポート等のコピー）
- ⑤ 連帯保証人の収入を証明する書類（源泉徴収票の写し、課税証明書の写し等）
- ⑥ 個人情報の取り扱いについて

【生活支援費を申請する場合】

- ① 進学者は大学等に在学していることを証明する書類（在学証明書等）
進学予定者は入学通知書等

定期的に医療機関を受診し、生活支援費の追加貸付を希望する場合は、以下の書類も併せて提出してください。

- ② 直近3回分の医療機関を受診した際の領収書等
- ③ 医療機関の診断書

※新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に厳しい状況にある方が対象の追加貸付の申請については別途お問い合わせください。

【家賃支援費を申請する場合】

- ① 家賃支援費所要額計算書（別紙1）
 - ② 家賃額のわかる書類（賃貸契約書の写し等）
 - ③ 進学者は大学等に在学していることを証明する書類（在学証明書等）
進学予定者は入学通知書等
 - ④ 就職者は在職証明書、就職予定者は内定通知書等
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、家賃支援費の延長貸付を希望する場合は、以下の書類もあわせて提出してください。
- ⑤ 収入の減少状況に関する申立書（別紙3）
 - ⑥ 収入の減少または離職がわかる書類（減収前後の給与明細、預金通帳、離職票等）
※⑥については、ご用意が難しい場合は必ずしも必要ではありません。

【資格取得支援費を申請する場合】

- ① 資格取得支援費所要額計算書（別紙2）
- ② 取得希望の資格と取得に係る経費が確認できる書類

(2) 貸付けの決定

提出された書類を審査し貸付けの可否を決定いたします。

貸付決定の場合は県社協会長と申請者の間で貸付けに係る契約を締結いたします。

（貸付決定から送金まで概ね1ヵ月程度かかります）

(3) 貸付金の交付

- ① 生活支援費及び家賃支援費の交付は年2回です。

（原則として前期・後期分として各6ヶ月分を交付）

- ② 資格取得支援費は一括で交付いたします。

(4) 貸付金交付の保留

借受人が正当な理由なく必要な書類の提出がない等の場合には、貸付金の交付を一時保留することがあります。

(5) 貸付金交付の停止

借受人が大学等を退学した場合や就業先を離職した場合等については、原則として次回以降の貸付金の交付を停止します。

ただし、退学後や離職後等の状況によっては、貸付金の交付が再開される場合もございます。詳細につきましては県社協福祉資金部にお問い合わせください。

(6) 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合に自立支援資金の貸付契約を解除します。

- ① 進学者が大学等を退学したとき
- ② 就職者が就職先を離職したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 借受人から貸付金交付期間中に契約の解除の申し出があったとき

(7) 貸付金の返還

借受人は次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日が属する月の翌月から貸付金の返還を一括または月賦・半年賦・年賦により、県社協が指定した金融機関口座等に入金していただきます（月賦の場合、原則として月額1万円以上）。

- ① 貸付契約を解除されたとき（(6)の事由による）
- ② 進学者又は資格取得支援費の借受人が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- ③ 資格取得支援費の借受人が、資格を取得する見込みがなくなると認められるとき
- ④ 業務外の事由で死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなかったとき

(8) 返還の猶予

次に該当する場合は当該事由が継続する期間、貸付金の返還を猶予することができます。

- ① 自立支援資金の借受人が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき
- ② 資格取得支援費の借受人が大学等に在学しているとき
- ③ 借受人が就業しているとき
- ④ 資格取得支援費の借受人が児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
- ⑤ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(9) 返還の免除

次に該当する場合は、貸付金の返還を免除することができます。

- ① 生活支援費や家賃支援費の貸付けを受けた進学者
大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
 - ② 生活支援費や家賃支援費の貸付けを受けた就職者
就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
 - ③ 資格取得支援費の借受人
就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき
(大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間)
- ※就業については1週間の所定労働時間が20時間以上必要です。
一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入することが可能です(最長1年間)。

(10) 貸付中の提出書類

- ① 生活支援費や家賃支援費の貸付けを受けている進学者、大学等に在学中の資格取得支援費の借受人は大学等を進級した場合に、毎年4月中に在学証明書を提出していただきます。
- ② 生活支援費や家賃支援費の貸付けを受けている就職者
交付中の毎年4月1日現在の就業状況を記した業務従事・現況報告書(第8号様式)を毎年4月中に提出していただきます。
※提出がされない場合は、次回以降の送金が保留となります。

(11) 届出義務について

借受人(連帯保証人)は、次に掲げる事情が発生した場合には必要な書類を県社協会長に提出するものといたします。

- ① 生活支援費や家賃支援費の貸付けを受けている進学者、就職者
 - a 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先等重要な事項に変更があったとき
 - b 借受人が大学等を進級、休学、停学、留年、復学、退学、卒業したとき ※
 - c 借受人が自立支援資金の貸付けを辞退するとき
 - d 借受人が就職又は離職したとき
 - e 借受人が就業に堪えられない心身の故障を生じたとき
 - f 大学等を卒業したときから1年以内に就職しなかったとき ※
 - g 借受人又は連帯保証人が死亡したとき
- ※印は進学者のみ提出となります

②資格取得支援費の借受人

- a 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先等重要な事項に変更があったとき
- b 貸付けの対象となった資格を取得する見込みがなくなったとき
- c 借受人が就職又は離職したとき
- d 借受人が就業に堪えられない心身の故障を生じたとき
- e 大学等を卒業したときから1年以内に就職しなかったとき ※
- f 借受人又は連帯保証人が死亡したとき

※印は進学者のみ提出となります

(1 2) 貸付申込書記入上の注意点

- ①申込者、同意書欄は、申請者・連帯保証人・法定代理人本人それぞれが署名・捺印してください。
- ②黒の油性ボールペンでご記入ください（※消せるボールペンの使用は不可）。
- ③訂正がある場合には、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて貸付申請書に押印のある印鑑で訂正印を押してください。

※申込書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付けの可否を判断することができず、審査保留となりますので提出前によく確認をしてください。

3 貸付申請から貸付金交付までの流れ

生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費共通

貸付申請

- (1) 児童養護施設等を退所する（した）方は申請書類を児童養護施設等に提出。
里親もしくはファミリーホームの委託を解除された方は申請書類を所管する児童相談所に提出。
- (2) 児童養護施設等または児童相談所にて申請書類を取りまとめ、県社協へ送付。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付けの可否を決定
- (2) 貸付けの可否を児童養護施設等や児童相談所を経由して申請者に通知。
 - ① 貸付決定の場合：貸付決定通知書・借用証書（第3号様式）送付
 - ② 貸付不承認の場合：貸付不承認通知書送付



以下は貸付決定の場合

契 約

- (1) 児童養護施設等や児童相談所に借用証書を送付。
- (2) 貸付決定者は以下の書類を児童養護施設等や児童相談所を経由して県社協に提出。
 - ① 借用証書（第3号様式）
 - ② 印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）
 - ③ 振込先口座や口座名義人の情報がわかるもののコピー



貸付金の交付

借用証書に記載された口座に貸付金を送金
生活支援費及び家賃支援費は分割交付
資格取得支援費は一括交付

4 交付中の手続き

【 進学者 】

生活支援費、家賃支援費の貸付けを受けている進学者
大学等在学中、毎年4月中に在学証明書を提出



転学したとき

届出事項変更届(第10号様式)、変更後の事実を確認できる書類を県社協に提出してください。



休学、離職等により貸付けを休止するとき

交付中に貸付けを休止したいときは、児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付変更・休止(再開)申請書(第13号様式)、申請理由を確認できる書類を県社協に提出してください。

※その後貸付けを再開したいときは、児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付変更・休止(再開)申請書(第13号様式)、申請理由を確認できる書類を県社協に提出してください。



貸付けを辞退するとき

- (1) 交付中に貸付けを辞退したいときは、自立支援資金貸付辞退(変更)届(第4号様式)を県社協に提出してください。
- (2) 県社協から借受人に貸付決定の取消を通知します。



返還

※手続き方法については「**6 貸付金を返還することになった場合の手続き**」をご参照ください。

交付完了

すべての貸付金が交付され、借受人が卒業後や退所後又は委託解除後に就労した場合には、返還の猶予ができます。手続き方法については、「**5 貸付後の手続き(返還猶予・返還免除の場合)**」をご参照ください。

【 就職者 】

生活支援費、家賃支援費の貸付けを受けている就職者
交付中、毎年4月1日現在の就業状況を記した業務従事・現況報告書(第8号様式)を毎年4月中に提出



就職、転職、離職したとき

求職活動中(長期)のとき

届出事項変更届(第10号様式)、業務従事・現況報告書(第8号様式)を県社協に提出してください。



5 貸付後の手続き(返還猶予・返還免除の場合)

借受人が卒業後や退所後又は委託解除後に就労した場合には、返還の猶予をする必要があります。その後、5年間引き続き当該業務に従事した場合(資格取得支援費は引き続き2年間)、児童養護施設退所児童等自立支援資金の返還を免除することが可能です。

返還猶予申請

貸付期間終了後、以下の書類を県社協に提出してください。

- ① 自立支援資金返還猶予申請書(第7号様式)
- ② 業務従事・現況報告書(第8号様式)

資格取得支援費の借受人は資格取得後、以下の書類もあわせて提出してください。

- ③ 自立支援資金実績報告書(第9号様式)
- ④ 取得した資格の資格証等のコピー
- ⑤ 資格取得に要した費用を確認できるもの(領収書等)



返還猶予決定

県社協から返還猶予の可否を決定し、借受人に通知します。



業務に従事

- (1) 返還猶予期間中は、毎年4月に業務従事・現況報告書(第8号様式)を県社協に提出してください。
- (2) 返還猶予期間中に転職した場合には、自立支援資金届出事項変更届(第10号様式)、業務従事・現況報告書(第8号様式)を速やかに提出してください。
- (3) 返還猶予期間中に長期の求職活動中となった場合には、自立支援資金届出事項変更届(第10号様式)、業務従事・現況報告書(第8号様式)を提出してください。求職活動中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入することが可能です(最長1年間)。



返還免除申請

原則として就業した日から引き続き5年間(資格取得支援費は引き続き2年間)当該業務に従事した場合には、貸し付けた児童養護施設退所児童等自立支援資金の返還免除の対象になります。返還免除に係る書類を県社協に提出してください。

- ① 自立支援資金返還免除申請書(第5号様式)
- ② 業務従事・現況報告書(第8号様式)



返還免除決定

県社協から返還免除の可否を、借受人等に通知します。
可の場合は借用証書及び印鑑登録証明書を、借受人等に返還します。

6 貸付金を返還することになった場合の手続き

貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかった場合や、資格取得支援費の借受人が資格を取得する見込みがなくなった場合などは、貸付金の全部または一部を返還していただきます（原則として月額1万円以上）。

返還の申請

借受人は県社協に自立支援資金返還届（第6号様式）を提出してください。



返還

- (1) 県社協から返還決定通知を、借受人に送付します。
- (2) 借受人は返還計画どおりに、貸付金を返還してください。



返還完了

貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人等に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

7 届出義務・提出書類

次のいずれかに該当する場合には借受人は、速やかに県社協に必要書類を届け出なければなりません。

当資金の借受人は、返還を免除されるか、返還を完了するまで、各種届出を行う必要があります。

事由	様式番号	提出書類名
大学等を退学、また離職後すぐに再就職しないために貸付期間内に辞退するとき	第4号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付辞退申請書
業務に5年間従事したとき (資格取得支援費については2年間)	第5号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金返還免除申請書
貸付金を返還するとき	第6号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金返還届
返還の猶予を申請するとき ・貸付後、就業を開始した場合 ・貸付契約の解除後も引き続き在学している場合 など	第7号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金返還猶予申請書
・新たに就職し、返還猶予の申請をするとき(第7号様式に添付) ・転職、離職等したとき ・求職活動中のとき ・毎年4月1日現在の現況を報告するとき ・返還の免除の申請をするとき(第5号様式に添付)	第8号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金業務従事・現況報告書
資格取得支援費を利用し資格取得後、実際に資格取得に要した費用を報告するとき	第9号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金実績報告書
借受人の住所、氏名、勤務先等に変更があったとき	第10号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金届出事項変更届
連帯保証人の住所、氏名等に変更があったとき	第11号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金連帯保証人変更届
貸付金の振込口座を変更するとき	第12号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金振込口座変更届出書
・貸付けの額を変更しようとするとき ・休学、留年等により、貸付けを休止するとき	第13号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付変更・休止(再開)申請書

よくある質問

(1) 申請方法について

Q 1 児童養護施設退所児童等自立支援資金はどのように申し込みますか？

A 条件に該当する方が申請書類を作成し、児童養護施設等又は児童相談所を通じて県社協福祉資金部宛にお申し込みください。

(2) 貸付対象について

Q 1 措置延長されている場合は貸付対象となりますか？

A 措置延長されている場合は資格取得支援費のみ対象となります。措置解除後に、貸付条件に該当する場合にお申し込みできます。

Q 2 措置延長されていて大学や専門学校在学中に延長の期限により、措置解除された場合、貸付けは受けられますか？

A 措置解除された時点から5年を経過するまでの間であれば、進学者（正規の修学期間中）または就職者（大学等卒業後）として貸付けを受けることができます。
ただし、貸付申請は資金種類ごとに1回までとなります。

Q 3 保護者に支援する意思はあるものの、生活保護を受けているなど、経済的に支援することができない場合「保護者等からの支援が見込まれない」という条件にあたりますか？

A そのようなケースでは保護者等からの支援が見込まれないと判断できます。

Q 4 施設退所後に1年間大学に通い、2年次から生活支援費および家賃支援費の貸付けを受けることはできますか？

A 2年次から貸付けをすることは可能ですが、正規の修学期間（この場合は大学2年～4年次分）までの貸付けとなります。

Q 5 就職を機に、施設を退所したが1年後に専門学校に進学することとなりました。生活支援費および家賃支援費の申込みはできますか？

A 貸付けの申込みは可能です。

Q 6 大学に進学する予定ですが、授業料については日本学生支援機構の奨学金を利用することを考えています。併用することは可能ですか？

A 各種奨学金との併用は可能です。

(3) 貸付額について

Q 1 児童養護施設退所児童等自立支援資金の資格取得支援費の貸付金は250,000円が上限ですが、限度額で申し込むということですか？

A 貸付額は250,000円が上限ですが、児童養護施設退所児童等自立支援資金は給付ではなく貸付けであることをふまえ、施設、児童相談所等や連帯保証人と相談の上、必要額をお申し込みください。

なお、申請内容については県社協で精査し、減額決定の場合もあります。資格取得支援費の場合、資格取得後に実績報告書(第9号様式)、取得に要した費用について確認できるもの(領収書等)を提出していただきます。その際に領収書の金額が貸付額を下回っていた場合には、差額を返還していただきます。

Q 2 家賃支援費を申請するにあたり、基準額はどのように確認すればいいですか？

A 千葉県内にお住まいの場合は、手引きP17の【家賃支援費貸付限度額】をご確認ください。県外の場合はそれぞれ級地が設定されているため、ご不明の場合は県社協福祉資金部にお問い合わせください。

(4) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか？

A 貸付決定後に借用証書により契約を交わした後、指定の口座に送金をします。また、民法改正に伴い、令和4年4月1日より18歳を迎えられた方は、親権者の同意を得ずに有効な契約行為が可能となったことから、借用証書に押印する実印については、印鑑登録証明書の提出が必要となります。

(5) 貸付期間中について

Q 1 大学に進学して、進学者向けの貸付けを受けていたが、やむを得ない理由で退学した場合はそのまま貸付対象となりますか？

A 生活支援費または家賃支援費の貸付期間中にやむを得ない理由で退学した者が、求職活動を行っている場合、半年間に限り貸付けを継続します。
その後、1年以内に就職した場合で、これまでの貸付期間が2年未満の場合については、家賃支援費のみ2年を上限として貸付けを継続します。

Q 2 進学者として大学在学中に貸付けを受け、卒業後に改めて就職者として貸付けを受けることは可能ですか？
また、大学院に進学した場合に貸付けを受けることは可能ですか？

A 大学等卒業後に就職者として貸付けを受けることはできません。また、大学院等へ進学した場合にも貸付対象とはなりません。

Q 3 大学在学中に、やむを得ない理由で1年休学することになりました。卒業するつもりですが、1年分多く貸付けを受けることはできますか？

A 病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中も大学に在学する期間に含まれます。

(6) 返還について

Q 1 返還決定した後に計画通りに返済しなかった場合は、どのようになりますか？

A 返還期限を過ぎると、残元金に対して3.0%の延滞利子が発生します。
(令和2年3月以前契約分は5.0%)

(7) 業務状況について

Q 1 業務従事・現況報告書等は毎年度提出する必要がありますか？

A 業務従事・現況報告書は毎年度提出する必要があります。
提出が無い場合は、返還となる場合もあります。

家賃支援費貸付限度額

	級地	限度額
千葉県	1級地	46,000円
	2級地	41,000円
	3級地	37,200円
指定都市 中核市	千葉市	41,000円
	船橋市	43,000円
	柏市	41,000円

○家賃支援費貸付限度額参考

社援発 0414 第9号平成 27 年 4 月 14 日付

生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）

※居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額における単身世帯の額

※指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額

県内市町村の級地区分〈令和4年度〉

級地	市町村
1級地-2 (6市)	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市
2級地-1 (9市)	野田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市
3級地-1 (15市1町)	銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑳市、香取市、酒々井町
3級地-2 (7市16町村)	上記以外の市町村

様式一覧

様式番号	様式名
第1号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付申込書
別紙1 第1号様式関係	児童養護施設退所児童等自立支援資金家賃支援費所要額計算書
別紙2 第1号様式関係	児童養護施設退所児童等自立支援資金資格取得支援費所要額計算書
別紙3 第1号様式関係	収入の減少状況に関する申立書
第2号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付申込に係る意見書
第3号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金借用証書
第4号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付辞退申請書
第5号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金返還免除申請書
第6号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金返還届
第7号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金返還猶予申請書
第8号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金業務従事・現況報告書
第9号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金実績報告書
第10号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金届出事項変更届
第11号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金連帯保証人氏名等変更届
第12号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金振込口座変更届出書
第13号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付変更・休止（再開）申請書
第14号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金死亡届
第15号様式	児童養護施設退所児童等自立支援資金債務引受書／債務引受に係る同意書